

慶應義塾と川崎市との連携・協力に関する基本協定書

(目的)

- 1 慶應義塾（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、相互のもつ人的、物的、知的資源を活用し、連携・協力することにより、地域社会、研究、教育、産業の振興に貢献することを目的とする。

(連携協力事項)

- 2 両者は、前項に定める目的を実現するため、次に掲げる分野において連携・協力を進めるものとする。
 - (1) 相互のもつ人的、物的、知的資源の交流推進及び活用に関すること。
 - (2) 地域社会の振興に関すること。
 - (3) 地域社会や産業界との連携による研究や教育の実践に関すること。
 - (4) 産業や科学技術の振興に関すること。
 - (5) その他、本協定の目的の達成に向けて、甲と乙は、相互の連携・協力を資する事業を行う。

(連携協力の推進)

- 3 両者が行う連携協力は、当該案件に応じた両者の担当部署において計画的に推進するものとする。

(協定の改廃)

- 4 この協定の改廃は、甲と乙が協議をして行う。

(その他)

- 5 その他、連携・協力に関して必要な事項は、甲と乙が協議して、その都度定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、各自1通を保管するものとする。

2009（平成21）年11月14日

甲 慶應義塾長

清家篤



乙 川崎市 長

阿部孝夫

